

退職準備セミナー

退職を控えた勤労者及びその配偶者を対象に、退職後に変化する第3の人生をいきいきと過ごせるよう、退職後の「健康保険・雇用保険」、「年金」などの説明を行います。

◆日時、カリキュラム

| | | |
|------------|-------------|-----------------|
| 8/21(土) | 9:30~12:00 | 「退職後の健康保険・雇用保険」 |
| 9:30~15:30 | 13:00~15:30 | 「退職後の年金」 |

先着30名様!

ハッピーパック事業主支援特別講座助成

左記の講座を事業主が退職予定者とその配偶者に受講させる場合は、特別に受講料が無料となります!

※所定の団体申込書をFAXしますのでご連絡ください。

◆場 所 神戸市勤労会館 405号室 (神戸市中央区雲井通5-1-2)

◆受講料 1人 3,500円、夫婦の場合は1組 4,500円

◆対 象 ①定年や雇用延長、再雇用後の退職予定者。なお、再雇用予定者も対象とします。
②企業で福利厚生を担当する方。

◆申込方法 電話・E-mail・FAXで受付。〒・住所、名前(フリガナ)、年齢、性別、連絡先をご記入の上、下記までお申込みください。(7月8日(木)9時より申込受付開始)

●お問い合わせ・お申込み先

〒651-0096 神戸市中央区雲井通5-3-1 サンパル10階
(公財)神戸いきいき勤労財団 生涯現役支援課 退職準備セミナー係
TEL 078-251-5561 FAX 078-252-9448 E-mail: info-kobe-lp@kobe-kinrou.jp

神戸市勤労会館 資格取得支援講座 TEL 078-232-1881

【ファイナンシャルプランナー技能士2級受験対策講座】

FP技能士とは、不動産取引や保険などの金融商品の知識を身につけ、資産のプランニングを行う人生設計のアドバイザーです。本講座は、就・転職で一定の評価を期待できるFP技能士2級の合格を目指します。

(※注) 2級試験受験には受験資格の要件があります。本講座は原則、FP3級合格者を対象とします。

本講座はFP2級受験資格に記載のある研修や実務等に相当しませんので予めご了承ください。

◆日 時 9月7日(火)~12月21日(火)のうち 火曜日 18:30~20:45 全15回

◆定 員 30名(先着順)

◆受講料 25,990円(税込) ※テキスト代含む

◆申込方法 7月15日(木)9:00から勤労会館窓口または、電話・FAXで先着順受付開始。

※FAXでお申込みの方は、講座名・郵便番号・住所・お名前・連絡先(自宅・携帯番号)年齢等をご記入願います。

※開講曜日などお間違いないよう確認の上、お申込みください。

●お問い合わせ・お申込み先

神戸市勤労会館 神戸市中央区雲井通5-1-2 Tel 078-232-1881 Fax 078-232-1876 第3月曜休館日

健康通信 Vol.276

安心・安全な妊娠と子育てのために

1. 新型コロナウイルス感染症と妊娠について

【感染が妊娠に与える影響】

現時点では、妊娠中に新型コロナウイルスに感染しても、基礎疾患を持たない場合、その経過は同年代の妊娠していない女性と変わらないとされています。新型コロナウイルスに感染した妊婦から胎児への感染はまれだと考えられており、胎児の異常や死産、流産を起こしやすいという報告はありません。しかし、一般的に、妊婦が肺炎にかかった場合には、重症化する可能性が高いと言われています。症状があるときは早めに受診しましょう。

【日頃の感染予防】

妊婦の感染のうち、約半数が家庭内感染であるとの報告がありますので、妊婦ご本人だけでなく、同居のご家族の感染予防も極めて重要です。ご家族皆さんで人混みを避ける、外出時のマスクの着用、こまめな手洗いなど日頃の健康管理を徹底してください。

2. 令和3年度 神戸市特定不妊治療費助成制度のご案内

【不妊症について知っていますか】

不妊治療を開始すると、妊娠・出産まで、あるいは治療をやめる決断をするまで治療が続くため、身体的負担や経済的負担だけではなく、精神的負担も大きくなる場合があります。

そのため、夫婦が治療を続けていくためには、家族や職場などの周囲の人の理解が重要となります。

周囲の人が妊娠・不妊への正しい知識を身につけ、不妊治療を社会全体でサポートする雰囲気づくりをしていきたいですね。

令和3年度、特定不妊治療費助成制度を拡充しています。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、時限的に一部の要件を緩和しています。詳細は市ホームページでご確認ください。

1. 対象者

- (1) 神戸市に住民登録がある夫婦(事実婚含む)であること
- (2) 指定医療機関において特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けたこと
- (3) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること

2. 助成可能回数

- ・出産につき通算6回まで(治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上の方は3回まで)

3. 1回あたりの助成上限額

- ・30万円もしくは10万円 ※治療区分に応じて異なります



神戸市ホームページはこちら

【お問い合わせ先】 神戸市こども家庭局 TEL 078-322-6513